

## ○秦野市保育士有資格者職場体験実施要領

(令和元年6月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、保育士の資格を有しながら現在保育士として働いていない者であって就労を希望する者又は保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）での勤務経験がない者に対し、保育所等における職場体験（以下「保育士有資格者職場体験」という。）及び相談等を行う機会を提供し、保育士として就労する上での事前知識の習得と、就労による不安の解消を図ることにより、これらの者の円滑な就労を支援し、もって保育士不足の解消を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 保育士有資格者職場体験を利用できる者は、保育士の資格を有している者であって、本市内の保育所等において、保育士として就労を検討している者とする。

(体験施設)

第3条 保育士有資格者職場体験を行う施設は、別表のとおりとする。

(体験の申請等)

第4条 体験希望者は、保育士有資格者職場体験申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、体験希望者及び体験施設の長との日程調整等を行い、調整後、体験希望者に対して体験日や体験上の注意事項等を記載した保育士有資格者職場体験決定通知書（第2号様式）を送付するものとする。

3 前項の規定による決定通知を受けた体験希望者は、体験施設から、細菌検査が事前に必要であるとの指示があった場合は、病院又は保健所において指定された内容の細菌検査を受け、その結果を体験施設に報告しなければならない。この場合において、検査費用は、体験希望者の負担とする。

4 体験希望者は、自己の都合により、保育士有資格者職場体験を辞退し、又は内容の変更を希望する場合は、その旨を市に連絡するものとする。

5 体験施設は、必要に応じてあらかじめ体験希望者に連絡を取り、職場体験に関する連絡を行うものとする。

(体験人数)

第5条 保育士有資格者職場体験を受け入れる人数は、1施設1日につき、3

人までとする。

(体験期間)

第6条 体験期間は、体験希望者1人につき3日とする。ただし、体験希望者が延長を希望する場合において、当該体験施設の長が認めるときは、延べ5日間に限りその期間を延長することができる。

(体験時間)

第7条 体験時間は、体験希望者の要望等を考慮の上、体験施設の長が別に定める。

(体験内容)

第8条 体験内容は、原則として次のとおりとし、体験施設の長が体験希望者の就労経験等を勘案して決定するものとする。

(1) 各年齢別保育の体験

(2) ふれあい、遊び等の体験

(3) 前2号に定めるもののほか、体験施設の長が適当と認める業務の体験

(体験費用等)

第9条 保育士有資格者職場体験の受入れに伴い体験希望者が負担する費用は、無償とする。ただし、体験希望者の交通費、給食費、被服、その他保育士有資格者職場体験を行う上で必要な経費については、自己負担とする。

(保育士有資格者職場体験に伴う事故等の対応)

第10条 体験施設は、体験希望者が体験中に受けた事故等により怪我等があった場合は、双方協議のうえ必要な対応をするものとする。ただし、当該事故の発生原因が体験施設にあるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第11条 職場体験を受けた者は、職場体験中に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。体験を終えた後もまた同様とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか保育士有資格者職場体験に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 職場体験は、実習と異なることから、原則として体験希望者の評価はしないこととする。

3 体験施設は、天災や施設行事等のやむを得ない事情により、予定日に受入ができなかった場合、振替日を計画することとする。

4 体験施設の長は体験希望者に対して「体験の心構え」、「施設の概要」、

「施設利用者及び関係者のプライバシー保護や感染症への対応」などの事前指導を行うこととする。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。